

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和8年1月26日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	4件
国民年金関係	4件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2500220号
厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第2500017号

第1 結論

昭和56年4月から昭和60年1月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年4月から昭和60年1月まで

私は、A県にある専門学校を卒業した昭和56年3月にB市に戻り、同年5月頃に同市役所で国民年金の加入手続を行った。その後、C職として働き、昭和60年2月に厚生年金保険被保険者資格を取得するまでは、継続して国民年金の被保険者であった。

入社した際に年金の手続は全て会社が行い、私は、国民年金の被保険者資格を喪失する手続を行っていないが、年金の記録をマイナポータルで調べたところ、昭和56年4月から昭和59年3月までは未納、昭和59年4月から昭和60年1月までは未加入となっている。

請求期間の保険料は、1か月当たり1万円を超える額を、3か月ごとにB市役所の窓口で3万円から4万円くらい納付した記憶があるので、調査の上、年金の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和56年11月20日にB市で払い出されており、請求者の加入手続は、この頃に行われ、その際に、請求者が専門学校を卒業したとする同年4月1日まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものと考えられる。請求者の国民年金の被保険者記録については、その後、被保険者資格喪失日を昭和59年4月2日とする事務処理が昭和60年3月18日に行われている。したがって、請求者は、この喪失の事務処理が行われるまでの間、資格喪失の事由に該当せず継続して国民年金の被保険者であったため、請求期間の保険料を納付することが可能であった。

しかしながら、上述の加入手続が行われたB市は、請求者の国民年金に係る記

録について、保存年限経過のため請求期間の資料を保管しておらず、同市が管理するシステムにおいても、請求者の年金記録は保存されていない旨回答していることから、請求者が請求期間に係る保険料を納付した事実は確認することができない。

また、請求者は、請求期間の保険料は、1か月当たり1万円を超える額を、3か月ごとにB市役所の窓口で3万円から4万円くらい納付した記憶がある旨主張しているが、請求期間当時の国民年金の保険料月額（始期である昭和56年度は4,500円、終期である昭和59年度は6,220円）は、請求者が記憶する保険料額と大きく相違している。

さらに、請求者の主張に沿って、請求期間に係る約4年間の保険料を3か月ごとに納付していたとすると、請求期間において、保険料の納付が複数回にわたり順次行われ、その全ての事務処理において、保険料が未納とされる誤りが繰り返して生じていたこととなるが、その可能性は低いものと考えられる。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録により、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方、漢字等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対しては、上述の国民年金手帳記号番号とは別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2500229号
厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第2500018号

第1 結論

昭和57年4月から昭和59年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年4月から昭和59年12月まで

私は、昭和57年3月に短大を卒業し、翌月に就職した。勤務先では個人事業主扱いであったため、昭和57年4月頃、A市役所で国民健康保険及び国民年金の加入手続をしたが、当時は結婚(昭和59年12月)前であり、旧姓で届出をした。国民年金保険料は、A市役所、B郵便局及びC銀行D支店のいずれかの窓口で納付していた。

平成9年に、基礎年金番号の交付に際し、勤務先から指示があり、国民年金手帳を一時的に提出したが、再交付されたと思われる年金手帳からは、国民年金の記録が消えていた。その後届いた「ねんきん特別便」でも、国民年金の記録は無かったため、調査依頼を繰り返し、一部の記録は判明したが、請求期間の記録は未だに訂正されていない。請求期間の保険料を納付していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和57年4月頃に、A市役所で、国民年金の加入手続を行った旨主張しているものの、A市から提出された請求者に係る国民年金被保険者基本照会の記録によると、昭和60年1月23日に任意加入被保険者の新規取得の届出を行っていることが確認できる。また、オンライン記録においても、当該日付を任意加入被保険者の資格取得日とする事務処理が行われていることが確認できることから、請求者の国民年金手帳記号番号は、この頃に払い出されたことが推認される。

さらに、日本年金機構が保管する請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿及び同市の回答においても、オンライン記録と同様、請求者の国民年金被保険者資格取得日は昭和60年1月23日とされていることが確認できる。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム、紙台帳検索システム及びオンライン記録により、請求者の氏名に関して、旧姓を含めて、誤りが生ずる可能性のある読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対しては、上述の昭和 60 年 1 月頃に払い出された国民年金手帳記号番号以外に、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このため、請求者は婚姻を契機に、初めて国民年金の被保険者資格を取得したものと推認され、請求期間については国民年金に未加入であり、請求者に対し納付書が発行されることはなかったものと考えられる。

そのうえ、A市は、国民年金保険料が郵便局の窓口で領収可能となった時期について、平成 7 年 4 月からであった旨陳述している上、C銀行は、窓口で保険料を納付する場合の書類の保存期間は 10 年であり、請求期間当時の領収済通知書等の保管はしていない旨陳述している。

このほか、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2500230号
厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第2500019号

第1 結論

昭和43年2月から昭和50年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和43年2月から昭和50年3月まで

私は、請求期間当時同居する両親と夫と一緒に家業(自営)で仕事をしていた。加入手続については、いつ、どこで、誰が行ったかは覚えていないが、婚姻(昭和43年3月頃)を契機に国民年金に加入したという記憶があり、所持している年金手帳にもはじめて被保険者となった日は昭和43年2月29日と記載されている。

A町役場で確定申告の書類を見てもらった際に年金の未納についての指摘はなく、B団体で確定申告を行うようになってからも社会保障制度について確実に受けられるようにという考えがあり申告していたので、控除の対象にもなる社会保険料を未納のままにすることはありえない。

保険料については、私が家業の経理を始めるまでは母親が、その後は私が毎月、C銀行(現在は、D銀行)E支店で、夫の分の保険料と2人分を払っていたはずなのに、昭和50年4月から保険料を払ったことになっている記録はおかしいと思うので、請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録における請求者の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、請求者の国民年金加入手続は、A町において昭和51年2月頃に行われ、その際に、昭和43年2月29日まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものと考えられることから、この頃に、請求者の国民年金手帳記号番号が夫婦連番で払い出されたものと推認できる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム、紙台帳検索システム及びオンライン記録によると、請求者に対し、上述の国民年金手帳記号番号以外に別の

国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者に係る国民年金の加入手続は、請求者が主張する時期（昭和 43 年 3 月頃）ではなく、昭和 51 年 2 月頃に初めて行われていることが推認できる。そのため、請求者は、請求期間当時において国民年金に未加入であったことから、請求者及び母親が請求期間の保険料を現年度保険料として納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、A町は、請求期間当時における保険料納付方法として、納付場所は役場窓口を案内し、納付方法は印紙検認方式、保険料の納付周期は 3 か月ごとの納付であった旨回答しており、請求者が記憶する保険料の納付方法は、当時の同町の取扱いと相違している。あわせて、請求者の国民年金加入手続が行われた昭和 51 年 2 月頃の時点で、請求期間のうち、昭和 43 年 2 月から昭和 48 年 12 月までの保険料は時効により納付することはできない。

加えて、請求期間のうち、請求者の保険料は、昭和 46 年頃に家業の経理を始める前までは母親が、その後は自身で納付していた旨主張しているものの、請求者は、具体的な納付時期及び納付金額については記憶しておらず、保険料を納付してくれたとする母親は既に亡くなっていることから、当時の状況を確認することができない上、請求者が昭和 46 年頃から確定申告を行ったとする B 団体は、申告や相談の際の控えの保管はない旨陳述しているため、請求者に係る請求期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

そのうえ、請求者は、婚姻を契機に国民年金の加入手続を行い、自身の保険料は夫の保険料と一緒に納付したはずである旨陳述しているが、上述のとおり、請求者の国民年金手帳記号番号については、昭和 51 年 2 月頃に夫と連番で払い出されており、請求期間に係る夫のオンライン記録、A町の請求者及び夫の国民年金被保険者名簿を確認しても、請求者に係る請求期間の保険料が納付されていた事情を見いだすことができない。

このほか、請求者が保険料を納付したとする D 銀行は、請求期間に係る領収済通知書等の保管はない旨陳述している上、請求者及び母親が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）もなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2500233号

厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第2500020号

第1 結論

昭和*年*月から昭和48年3月までの請求期間、昭和48年4月から昭和50年頃までの請求期間及び昭和50年頃から平成元年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和28年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和*年*月から昭和48年3月まで

② 昭和48年4月から昭和50年頃まで

③ 昭和50年頃から平成元年3月まで

私は平成元年4月に就職したが、その際に父親から年金手帳を渡されて、少しの期間だけ国民年金保険料を納付しておいたという話を聞いた記憶がある。

また、年金手帳については就職の際に提出し、そのまま保管してもらっていたが、年金問題があった際、職場に確認したところ、紛失したため残っていないと言われ、父親も既に亡くなっていることから、保険料を納付してくれていた期間が分からなくなってしまった。

請求期間①については、当時、私は浪人生であり、実家のA町(現在は、B市)に住んでいたため、20歳になった頃に父親が同町役場で国民年金の加入手続を行って、役場の窓口、郵便局又はC銀行(現在は、D銀行)で納付してくれていた可能性が高いと思う。

請求期間②については、昭和48年4月に大学生になり、E市に転居したが、住民票は、A町に置いたままであったため、保険料は請求期間①と同様に父親が納付してくれていたのではないかと思う。

請求期間③については、昭和50年頃にF市に転居し、自分で住民票をA町から同市に移した記憶があるが、同市に転居後の保険料を父親が納付してくれていた可能性は低いと思う。

父親は、少しの期間だけと言っていたため、請求期間①、②及び③の保険料を全て納付してくれていたというわけではないと思うが、当該期間のどこかに納付記録があるはずなので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の現在の年金記録を管理している基礎年金番号（平成9年1月から使用されている制度共通の記号番号）は、平成9年1月時点で加入していた厚生年金保険に係る記号番号において付番されていることが確認できるところ、請求者の現在の年金記録では、請求期間①、②及び③は、国民年金に未加入とされている。

これに対して、請求者は、平成元年4月に就職する際、父親から年金手帳を渡されて、国民年金保険料を納付しておいたと聞いた記憶があるため、期間は分からないが請求期間①、②及び③のどこかに納付記録があると思う旨主張し訂正請求を行っている。

しかしながら、請求者は、請求期間①、②及び③に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ってくれたとする父親は既に死亡していることから、請求者の当該期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、請求期間③について、請求者は、昭和50年頃、自分で住民票をF市に移したが、その際に国民年金に関する手続や保険料納付を行った記憶はなく、父親が同市まで来て手続や保険料納付を行うことはなかったと思う旨陳述している。

さらに、請求者の主張に沿って、請求期間①、②及び③の保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号（平成8年12月まで使用されていた国民年金に係る記号番号）が払い出され、当該番号に基づき国民年金の被保険者資格を取得している必要があったこととなる。しかし、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録において、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対しては、これまでに国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、請求者が請求期間①及び②当時に住所地としていたとするB市、請求期間②当時に居住していたとするE市及び請求期間③当時に住所地としていたとするF市は、いずれも請求者に係る国民年金の記録はない旨回答していること、紙台帳検索システムにおいて、請求者に係る国民年金被保険者名簿等の帳票類が索出されないことを踏まえると、請求者が請求期間①、②及び③において、国民年金に加入し、保険料が納付されていたとは推認し難い。

このほか、G銀行及びD銀行は、いずれも請求期間①、②及び③当時の領収済通知書等の保管はしていない旨回答しており、父親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求期間①、②及び③については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。